

報 第 3 号

専決処分報告について

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 7 年（2025 年）2 月 17 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）1月21日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年9月25日条例第47号）

改正後		改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報という。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者という。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムという。 (6)・(7) (略)		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報という。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者という。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムという。 (6)・(7) (略)